

保育の必要性を証明する書類

1 就労されている方（月 48 時間以上の就労の場合、保育の必要性を認める。）

(1) 会社、団体等で勤務している方

◆提出書類：就労証明書

【注意事項】

- ・ 1 ヶ月あたりの就労時間が 120 時間以上 の場合は保育標準時間を選択可
- ・ 複数の職場の就労時間を合算して認定を受けたい場合、それぞれの職場から就労証明書を取得してください。（農業従事者で、農閑期に他の職場で働く場合も同様）

◇証明が無効となる場合

- ・ 証明書中の勤務先事業所に関する事項およびその他の内容に関しては保護者が記載されるとすべて無効になります。事業所に記載を依頼してください。
- ・ 修正の場合、二重線を引き、事業所に訂正並びに押印を依頼してください。（修正液による訂正は無効となります。）
- ・ 証明日が提出日より 3 ヶ月以上前のものは無効となります。

※不明点がある場合、勤務先に確認させていただくことがあります。

①育児休業中で職場復帰される方

◆提出書類：就労証明書

【注意事項】

- ・ No.6 就労日、時間には予定している復帰後の就労時間の記載を依頼してください。
- ・ No.7 就労実績については、実績のある直近の月（産休前など）の記載を依頼してください。

②内定を受けている方

◆提出書類：就労証明書

【注意事項】

- ・ 雇用開始前のため就労証明書の提出ができない場合は、内定されていることが分かる書類および雇用条件（就労時間等）の内容が分かるものをご提出ください。

※就労証明書が申込時に提出できない場合は、入所日までに保育園もしくはこども課保育園係に提出してもらいます。

(2) 個人事業主として従事している方

法人化されていない事業形態で、個人で事業を営んでいる場合です。

(以下、個人事業主を中心者といいます。)

※事業形態が自営業の場合でも、株式会社など法人化されている場合は、「(1) 会社、団体等で勤務している方」となりますので、就労証明書以外の追加書類の提出は不要です。ただし、法人確認のため法人番号を伺う場合があります。

◆提出書類：就労証明書 ※中心者が記入してください。

+追加書類 (A または B をコピーで提出してください。)

A：直近の確定申告書 (第 1 表及び第 2 表) または直近 3 か月分の事業の収支状況が確認できる資料

⇒上記 A の書類がない場合は、以下の B の書類の提出をお願いします。

B：事業を営んでいることがわかる書類 ※複数枚提出してください。

- ・開業届または営業許可証
- ・事業所やお店の賃貸契約書
- ・業務委託契約書
- ・事業の名称、所在地、内容が分かるパンフレットやホームページ
- ・仕入伝票、納品書、商品販売の請求書、請負契約書などの写し

【注意事項】

- ・ご提出いただいた書類で事業の実態が確認できない場合は、別の書類の提出を追加で求める可能性があります。

(3) 個人事業主の協力者として従事している方

協力者とは、アルバイトなど中心者に雇用されている方です。

(中心者が 3 親等以内の親族である場合に限りです。)

※中心者が親族でない場合は「(1) 会社、団体等で勤務している方」となりますので、就労証明書以外の追加書類の提出は不要です。

※収入が発生しない場合 (手伝い等) は労働として認められません。

◆提出書類：就労証明書 (自営業・農業の場合) ※中心者に記入を依頼してください。

+追加書類 (A または B をコピーで提出してください。)

A：下記のうち、いずれか 1 点

- ①直近の中心者の確定申告書 (第 1 表及び第 2 表) または直近 3 か月分の事業の収支状況が確認できる資料
- ②協力者の源泉徴収票 (屋号が分かるもの)

⇒上記 A の書類がない場合は、以下の B の書類①②いずれも提出をお願いします。

B：以下のいずれも

- ①給与支払いの状況を証するもの
給与明細、代表者が証明する給与支払証明書
- ②従事する業務内容が分かるもの
店舗の広告、事業内容が分かるもの (販売内容一覧、メニューなど)

【注意事項】

- ・ご提出いただいた書類で事業の実態が確認できない場合は、別の書類の提出を追加で求める可能性があります。

ります。

- ・家族従業員として働き始めたばかりで本人名義の添付書類がない場合、事業主様名義の添付書類をご提出ください。就労開始の翌年度以降は、本人名義の書類または“事業専従者に関する事項”に氏名の記載がある最新の確定申告書写しをご提出ください。

(4) 農業をしている方

中心者、協力者問わず、個人事業として農業をしている場合です。

※会社等に所属し、勤務内容として農業をしている場合は「(1) 会社、団体等で勤務している方」となります。

※収入が発生しない場合（手伝い等）は労働として認められません。

※農閑期に仕事がない場合、農閑期に入る月の前月末までのお預かりとなります。

◆提出書類：就労証明書（自営業・農業の場合）※本人で記載してください。

+追加書類（A または B をコピーで提出してください。）

A：直近の確定申告書（第1表及び第2表）または直近3か月分の事業の収支状況が確認できる資料

⇒上記Aの書類がない場合は、以下のBの書類の提出をお願いします。

B：事業を営んでいることがわかる書類 ※複数枚提出してください。

- ・開業届または営業許可証
- ・事業所やお店の賃貸契約書
- ・業務委託契約書
- ・事業の名称、所在地、内容が分かるパンフレットやホームページ
- ・仕入伝票、納品書、商品販売の請求書、請負契約書、農作物の出荷伝票などの写し

(5) 内職をしている方

※労働者として会社の勤務を自宅で行っている場合（在宅勤務など）は、「(1) 会社、団体等で勤務している方」となります。

※会社から業務を請け負い働いている場合（在宅ワーカーなど）は、「(2) 個人事業主として勤務している方」となります。

◆提出書類：就労証明書

- ・内職供給者に証明していただくようにしてください。

【注意事項】

- ・「(1) 会社、団体等で勤務している方」で記載している◇証明が無効となる場合をご確認ください。

2 出産（予定）の場合

◆提出書類：母子健康手帳の写し（氏名及び出産(予定)日の記載されている頁）

【注意事項】

- ・産前・産後各3ヶ月の計6ヶ月間の入園となります。
- ・実際の出産月が予定より早まった（遅れた）場合は、当初の利用期限から変更になります。
- ・育児休業を取得される場合、原則として3歳未満の在園児は退園となりますので、ご了承ください。ただし、保護者の体調不良等により保育が困難な場合は、ご相談ください。

3 疾病や障がいのある場合

◆提出書類：障害者手帳の写し、もしくは医師による診断書+保育を必要とする事由申立書

4 介護・看護にあたる場合

◆提出書類：障害者手帳の写し、もしくは介護保険証など要介護であることが分かるものの写し+保育を必要とする事由申立書

5 災害の場合

火災・風水害・地震などの災害のため、その復旧にあたっていること。

◆提出書類：罹災証明書

6 虐待やDVのおそれ

児童虐待やDVが行われている、または行われるおそれがある。

◆提出書類：「保育を必要とする事由申立書」および各関係機関発行の保育の実施が必要である旨の報告または通知を受けたものが分かるもの。※詳細はこども課保育園係へご相談ください。

7 求職活動・起業準備の場合

◆提出書類

求職活動：求職申立書（公共職業安定所等からの証明があるもの）

起業準備：就労証明書および添付資料（店舗賃貸借契約書、開業届のコピー）

【注意事項】

- ・3ヶ月の期限付き入園となります。求職活動を理由に3ヶ月以上の継続入園はできません。
- ※ただし家計の主宰者が求職活動中の場合は期限が付きません。例：ひとり親の場合など
- ・延長保育、土曜保育はご利用いただけません。

8 就学の場合

月に48時間以上、保護者が学校に通っていること。（職業訓練校等における職業訓練を含む）

1ヶ月あたりの就学時間が120時間以上の場合は標準時間を選択可

◆提出書類：在学証明書または学生証の写し

<お問い合わせ>

教育委員会 こども課保育園係または各保育所 Tel0267-86-2340